

事務連絡
平成27年1月6日

一般社団法人
日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局看護課

一般教育訓練給付金の対象講座に係る周知について（周知依頼）

平素より看護教育行政の推進につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、拡充された教育訓練給付金（専門実践教育訓練）について周知依頼をさせていただいたところですが、この他にも看護分野に関しては、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会、特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会が指定基準をクリアすれば一般教育訓練給付金の指定講座となって、その受講者が一般教育訓練給付金を受給することができることを改めて周知いたします。

一般教育訓練給付金の詳細につきましては以下の URL をご参照下さい。

【一般教育訓練給付金制度概要】

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyouiku/02.html>

【指定申請手続き】

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyoumouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

貴会におかれましては、御了知の上、貴管内の受講対象者への周知に関してご協力のほど、よろしくお願いいたします。